

# 離職者等向け 介護福祉士養成科 訓練生募集

## 訓練概要

本コースは厚生労働大臣の指定を受けた養成施設（専門学校介護福祉科等）において、離職者などの求職者向けの介護に関する学科及び実技の訓練を行い、介護の専門職である「介護福祉士」の資格取得（国家資格）を目指す2年間のコースです。

## 訓練期間

平成31年4月から平成33年3月までの2年間

## 応募資格

次のすべての条件を満たす方

- ①高等学校卒業（高等学校卒業程度認定試験（旧：大学入学資格検定）合格者を含む。）以上の学歴を有する方で、ハローワークに求職申込みをしており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- ②直近の就業形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等
- ③ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計の結果、当該訓練の受講が必要と認められる方
- ④概ね45歳未満の方
- ⑤当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する方
- ⑥国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する方

## 応募書類

- ①入学願書（写真は、正面・上半身・脱帽で縦3.5cm×横3cm、6ヶ月以内に撮影したもの）
  - ②卒業証明書（卒業した高等学校から発行されたもの）
  - ③健康診断書（願書提出前おおむね6ヶ月以内のもの）
  - ④高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格証明書の写し
- ※②～④については、募集締切に間に合わない場合は、選考日まで提出してください。

## 応募方法

入学願書は、現住所を管轄するハローワークに提出してください。（入学願書は、最寄りのハローワークにあります。）なお、必ず職業相談を受けてください。

## 訓練実施場所・募集締切・募集定員・入学日・自己負担額・訓練担当機関

訓練実施場所	募集締切	定員	入学日	自己負担額	訓練担当機関
函館臨床福祉専門学校 （函館市美原 1-15-1）	3月8日（金）	15名	4月4日（木）	約99,000円	道立函館高等技術専門学院 （函館市桔梗町 435 番地）

（注1）訓練期間中の授業料は無料です。自己負担額の内訳は、教科書代、実習着代、教材費などです。

自己負担額は2年分ですが変更となる場合があります。詳しくは専門学校等にお問い合わせください。

（注2）当訓練は、国との協議と平成31年度の道予算の成立を前提として実施するものであり、また、専門学校の空き定員を活用して行われるものですので、今後定員が変動する可能性があります。

## 選考会場・選考日時・試験科目

選考会場	選考日時	試験科目
北海道立函館高等技術専門学院 （函館市桔梗町 435 番地）	3月13日（水）9時30分から	作文、面接試験

（注）筆記用具をご持参ください。

## 合格発表日

合格発表は、選考日から1週間以内に選考結果通知を本人あてに郵送します。

詳しくは選考日に説明します。なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

## 訓練内容

訓練カリキュラムの概要は次のとおりです。

訓練期間	2年間（平成31年4月～平成33年3月）
訓練内容	専門学校の介護福祉士科に入学し、介護福祉士として必要な知識・技術を習得します。 【カリキュラム例：一部抜粋】 コミュニケーション技術、発達と老化の理解、介護の基本、生活支援技術、介護総合演習、介護実習、認知症の理解、障害の理解
資格取得目標	介護福祉士（国家資格） 厚生労働大臣指定介護福祉士養成課程を履修していただくため、訓練修了時に国家試験の受験資格が付与されます。
就職先	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービスセンター、グループホーム、有料老人ホーム、病院等

## お問い合わせ先

- 応募資格、応募方法に関するお問い合わせ先：  
函館公共職業安定所 0138-88-1324
- 募集締切、選考試験、その他不明な点に関するお問い合わせ先  
北海道立函館高等技術専門学院 0138-47-1121
- 詳細な訓練カリキュラム、必要経費等に関するお問い合わせ先  
函館臨床福祉専門学校 0138-43-1177

### 【職業訓練受講給付金】

雇用保険を受給できない方が受講する場合に、ハローワークの支援指示を受け、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金が支給されます。

詳しくはハローワークにお問い合わせください。

### 【労働者災害補償保険制度】

訓練は安全第一を旨としますが、職場実習等で不慮の災害が発生する可能性もあります。このため、訓練受講生の皆様には、北海道が事務を担う北海道事業主団体等委託訓練学生組合の構成員となっただき、労働者災害補償保険に加入していただくこととなりますのでご承諾ください。（加入手続きは北海道が行います。また、掛金も全額北海道が負担します。）

なお、労働者災害補償保険の特別加入についてご承諾いただけない場合は、すみやかに下記申出先までお申し出ください。

<申出先>

- 北海道立函館高等技術専門学院 0138-47-1121
- 北海道事業主団体等委託訓練学生組合  
事務局 北海道経済部労働政策局人材育成課 電話 011-204-5357

### 【職業訓練生総合保険】

訓練受講中の事故等による負傷、設備や他人に対する損害への訓練受講者の負担となることがありますので、訓練受講者には任意保険（職業訓練生総合保険または、その他民間の同等の補償内容の保険）への加入が必要となります。